

新たな検査制度（原子力規制検査）の本格運用について

令和 2 年 4 月 1 日
原子力規制庁

1. 概要

本日から新しい検査制度である「原子力規制検査」の運用を開始するに当たり、これまでの準備状況と今後の課題を整理・報告するとともに、今年度における基本検査の実施計画（一部次年度のものを含む。）について報告し、この計画に沿って今年度の検査を実施することとしたい。

2. これまでの準備と今後の課題

原子力規制庁では、検査制度の見直しに関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）の検査制度の見直しに関する中間取りまとめにおいて示された「新しい検査制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項」（参考 1）について、検討チーム等での議論や試運用での経験（参考 2）を基に、リスクインフォームド、パフォーマンスベースト、グレーデットアプローチの考え方を念頭に、次のとおり準備を進めてきた。

（1）規制要求、規制手続きの整備（参考 3、4）

- ✓ 原子力規制検査に係る規制要求事項については、規則、要領、解釈、運用ガイド等を整備し明確化した。
- ✓ 事業者検査に係る報告等の手続きや規制機関による確認方法等については、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」及び基本検査運用ガイドの「使用前事業者検査に対する監督」及び「定期事業者検査に対する監督」に規定している。
- ✓ 手数料については政令で上限を定め、施設の種別や状態に応じた具体的な手数料の金額を規則で定めた。

（2）監視・評価体系の整備

- ✓ 原子力規制検査の監視領域については、米国のを参考にして、「原子力規制検査等実施要領」において設定し（参考 5）、その下に様々な検査運用ガイドを定め、検査で確認すべき内容を明確化した。
- ✓ 安全実績指標（PI）については、米国のを参考にして、「原子力規制検査等実施要領」及び「安全実績指標に関するガイド」で定義し、その運用方法を明確にした（参考 6）。
- ✓ 実用発電用原子炉におけるリスク情報の活用については、事業者が開発した確率論的リスク評価（PRA）モデルを「原子力規制検査において使用する

事業者 PRA モデルの適切性確認ガイド」によって適切性を確認した後に活用することとし、伊方3号機の PRA モデルについて本ガイドに沿って適切性を確認した。(参考3)

- ✓ 基本検査の実施から重要度評価、総合的な評定に至るまでの一連の監視プロセス(参考7)については、「原子力規制検査等実施要領」、「重要度評価等の事務手順運用ガイド」等において明確化したほか、重要度評価の具体的なプロセスや基準については、「安全重要度評価プロセスに関するガイド」において整備した。(参考3)

【課題】

横断的分野及び安全文化に係る監視・評価手法については、今後検討を進める必要がある。また、PRA モデルについては、適時他プラントの適切性確認を行いつつ、出力運転時内の事象のみならず外的事象や停止時にも範囲を順次拡大する検討が必要である。

(3) 行政上の措置の効果的運用(参考3)

- ✓ 法令違反等に対する行政上の措置に係るプロセスや考え方、基準等について、「原子力規制検査における規制対応措置ガイド」等に規定した。

(4) 実効ある制度運用

- ✓ 検査官による事業者情報の収集については、試運用でフリーアクセスによって実施し、その経験を踏まえてフリーアクセスの考え方や留意点などを「共通事項に係る検査運用ガイド」に規定した。(参考3)
- ✓ 現場での監視方法については、試運用での経験を基に、検査実務に係る共通事項について「共通事項に係る検査運用ガイド」に整理したほか、具体的な内容等については、米国の検査手順書(Inspection Procedure)を参考にし、41種類の基本検査運用ガイドとして整理した。(参考3、4)

【課題】

- ・原子力規制検査制度の継続的な改善の具体的な取組みについて、早急に検討していく必要がある。
- ・他省庁との連携については、IAEAのIRRSフォローアップミッションでの指摘も踏まえ、消防庁との協力関係を深めていくとともに厚生労働省等との連携を検討していく必要がある。

(5) その他(体制整備、研修体系の整備など)

- ✓ 検査体制については、平成29年7月に原子力規制部内に検査を担当する部署(1課、3部門)を設置した。
- ✓ 研修体系については、平成30年度から検査官資格制度を開始し、合わせて

ウォークダウン研修、運転シミュレータ研修、エンジニアリング研修など、資格取得に必要な研修教育プログラムの充実・強化を図った。

- ✓ 米国 NRC の検査制度を学ぶため平成 28 年 7 月から 30 年 6 月までの 2 年間、原子力規制庁職員を 10 名 NRC に派遣したほか、平成 29 年からは NRC 職員を 10 回（1 回当たり 1 ヶ月程度滞在）招へいし、検査制度の準備や試運用の状況確認の視察、検査官の実務研修の開発支援、検査官との意見交換等を行った。（参考 8）
- ✓ ステークホルダーとのコミュニケーションについては、要請を受けて原子力施設立地自治体や関係学会等への説明を実施した。（参考 2）

【課題】

- ・ 検査官の力量を継続して向上させていくために、資格更新のための研修など教育/訓練プログラムを充実させていくことが必要である。
- ・ 検査官に新検査制度に係る試運用後の理解度を確認したところ、現場の検査活動については一定の理解が進んでいるものの、検査指摘事項等を評価する基準やプロセスについては相対的に理解が進んでおらず、本格運用を通じて各検査官の理解を深めていくことが必要である。（参考 9）
- ・ ステークホルダーとのコミュニケーションについては、原子力施設立地自治体等からのニーズを踏まえ、個別具体的な方法を検討していくことが必要である。
- ・ 上記の他、公権力の行使に当たる検査官が、職務を遂行する上で必要とする行動原則や法令の基礎知識を習得する機会の付与など、適正な職務遂行のための環境整備/充実化についても検討していくことが必要である。

3. 令和 2 年度及び令和 3 年度上半期の検査計画

令和 2 年度及び令和 3 年度上半期の検査計画については、原子力施設毎に以下の通り定めることとしたい。検査計画は、原子力規制事務所の検査官が事業者の日常的な安全活動を継続的に監視する「日常検査」と本庁専門検査部門に所属する検査官が中心となって実施する「チーム検査」に分けて設定している。

なお、検査計画については、前年度の総合的な評定の結果を考慮するため、当年度の第 1 四半期に策定される。チーム検査については、事業者と前もってスケジュール調整が必要なことから、検査計画の空白の期間が無いように 1 年半程度の計画を策定することとする。

（1）日常検査

令和 2 年度の検査計画は別紙 1-1 及び 1-2 の通りとする。なお、どの検査をいつ実施するかについては、事業者の活動情報を収集しつつその活動に合わせて流動的に変更する必要があることから、詳細な計画は事務所において設定するものとする。

(2) チーム検査

令和2年度及び令和3年度上半期の検査計画は別紙1-3の通りとする。

4. 原子力規制検査の運用に係る議論のあり方

「検査制度の見直しに関する検討チーム」は、制度見直しの方向性や内容について検討することを目的に設置されたものであることから、この検討チームの活動は終了する。(参考10、11)

一方、2. で示したように原子力規制検査を改善するための課題が残されているほか、本格運用での経験から更に改善が必要となる事項が抽出されることも考えられる。こうした課題について議論し、改善を継続的に検討していくことが必要であるため、その検討体制等を検討した上で、別途原子力規制委員会に諮ることとしたい。

令和 2年度日常検査_検査計画(発電炉)

No	ガイド番号	検査ガイド名	実施頻度	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
				1,2号:運転	1号:廃止A 2号:廃審 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃審 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:長停	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃審 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃予	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督 ※2	定検	10	12	7	12	12	3	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3	-	-
2	BM1040	ヒートシンク性能	年	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	-	-
3	BM0060	保全の有効性評価	年	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
4	BM0100	設計管理	年	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
5	BM0120	作業管理	年	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
6	BO0010	サーベイランス試験	年	18	22	17	22	22	5	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5	-	-
7	BO1020	設備の系統構成	年	18	22	18	22	22	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	-	-
8	BO1030	原子炉起動・停止	定検	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	年	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	-	-
10	BO0060	燃料体管理(運搬・貯蔵)	年	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	-	-
11	BO1070	運転員能力	年	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
12	BE0010	自然災害防護	年	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
13	BE0020	火災防護	年	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-	-
14	BE0030	内部溢水防護	年	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	-	-
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	隔年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	隔年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	年	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
18	BE0090	地震防護	年	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
19	BE0100	津波防護	年	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
20	BR0010	放射線被ばく管理	年	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用	日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
			半期	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
23	BQ0040	パフォーマンス指標の検証	年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
24	BQ0050	事象発生時の初動対応	都度	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	-	-
合計				144	161	138	161	161	50	50	42	50	66	55	45	54	46	46	50	0	0

【凡例】

- (1)「運転」: 新規制基準対応済で供用中。
- (2)「長停」: 新規制基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」: 廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」: 廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」: 廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」: 建設段階にあって新燃料未搬入。
- (8)「建設B」: 建設段階にあって新燃料搬入済。扱いは長期停止中と同じ。

- ※1 令和2年3月31日現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。

○ 令和2年度及び令和3年度上半期におけるチーム検査の検査計画

	年度・四半期	令和2年度				令和3年度		備考
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査						
2	BM1050	使用中検査						
3	BM0100	設計管理						
4	BO1050	取替炉心の安全性(定検行程に依存)						伊方3、美浜3及び高浜1/2: 検査時期未定
5	BO1070	運転員能力(シミュレータ訓練)						
6	BE1021	火災防護(3年)						事業者の訓練計画確認後、検査計画変更の可能性あり。
7	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価						事業者の訓練計画確認後、検査計画変更の可能性あり。
8	BE0080	重大事故等訓練のシナリオ評価						事業者の訓練計画確認後、検査計画変更の可能性あり。
9	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング						
10	BR0030	放射線被ばくALARA活動						
11	BR0040	空气中放射性物質濃度の管理と低減						
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理						
13	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理						
14	BR0080	放射線環境監視プログラム						
15	BR0090	放射線モニタリング設備						
16	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用						
17	核物質防護	泊 女川 福島第二 東海第二 柏崎刈羽 浜岡 志賀 敦賀 美浜 高浜 大飯 もんじゅ 島根 伊方 玄海 川内 NDC 核管センター六ヶ所 核管センター東海 東芝 NFD 京都大学	東通 大間 福島第一 東海第二 志賀 美浜 もんじゅ ふげん 大飯 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 JAEA再処理 RFS 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 大洗 三菱電機 近畿大学	泊 女川 福島第一 福島第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 ふげん 高浜 島根 伊方 玄海 川内 原燃MOX 原燃廃棄 JAEA再処理 三菱原子燃料 原燃工東海 大洗 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 核サ研 原科研 東京大学	原燃工東海 東通 原燃再処理	泊 東通 女川 福島第二 東海第二 柏崎刈羽 浜岡 志賀 敦賀 美浜 高浜 大飯 もんじゅ 島根 伊方 玄海 川内 原燃再処理 NDC 核管センター六ヶ所 核管センター東海 東芝 NFD 京都大学	東通 大間 福島第一 東海第二 志賀 美浜 もんじゅ ふげん 大飯 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 JAEA再処理 RFS 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 大洗 三菱電機 近畿大学	

(注1) 上記年度計画は、令和2年1月時点の事業者の活動計画を確認した上で策定したものであるが、現時点で具体的計画が示されていない活動もあり、今後、当該活動計画が変更となった場合、検査の計画が変更となる可能性がある。
(注2) 令和3年度は、令和2年度の実施状況を踏まえ、予定の変更の可能性あり。
(注3) ()内は令和2年度のサンプル数

検査制度の見直しに関する中間取りまとめ

検査制度の見直しに関する中間
取りまとめ抜粋（P20～23）

平成28年11月

検査制度の見直しに関する検討チーム

VI. 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項

新たな制度を運用していくためには、規制区分や施設の状態を踏まえつつ、今後の制度の詳細検討等において明確にすべき事項があり、現時点において想定されるものについて、以下に記載する。

1. 関連する規制要求、規制手続きに関する事項

(1) 新たに事業者に義務付ける検査等に係る規制要求事項の整理・明確化

新たに事業者に義務付ける検査等に係る規制要求事項として規則等において詳細に定めるべき事項を明確化する。具体的には、確認すべき項目や確認方法を定めた要領書の作成、節目の段階での報告等に係る手続、設計及び工事の方法の認可／工事の計画の認可における品質管理の方法等と保安規定における品質保証体制との関係、施設の維持管理（保守管理）に係る点検等の内容、現在の施設定期検査において事業者から資料の提示を受けていた事項（保全計画、検査の実施頻度・時期の設定根拠、健全性評価報告書、検査等の工程表等）の取扱い等が考えられる。なお、事業者における実施内容については民間規格等の活用等による透明性の確保も重要であり、その状況について確認していく。

(2) 規制機関による確認時期の設定と確認方法の明確化

基準への適合性等に係る事業者検査の結果を規制機関が確認し、事業者が以後の工程に移行（臨界操作、試験運転開始等）することを認めることとする時期について、現行制度の運用、施設の特徴等を踏まえて、その具体的内容を規則において明確化する。

(3) 手数料の設定

新たな監視・評価の仕組みにおける事業者の取組の促進等に係る詳細検討の内容を踏まえて、保安活動の実施状況を踏まえた監視の強化・低減に応じて金額を増減する仕組みを取り入れることも視野に入れ、検査等に係る手数料として政令で定める内容を具体化する。

2. 監視・評価の体系に関する事項

(1) 監視・評価の対象範囲

監視・評価の対象範囲について、米国の ROP において設けられている基本分野（コーナーストーン）を念頭に置きつつ、我が国における分野の設定について、その詳細を具体化する。

その際、現在の保安検査において品質保証活動について多く指摘が行われており、また、米国の ROP において安全文化等の横断的分野の評価が行われていることを踏まえ、横断的分野に係る取組や個々の気付き事項から安全文化の向上に必要とされる取組を抽出すること等について考慮する。

(2) リスク情報の活用と事業者の安全確保の実績の反映

監視・評価の実施は、安全への影響度に応じたものとするためリスク情報を活

用（リスクインフォームド）し、また、より効果的な分野に重点化するため事業者の保安活動による安全確保の実績を反映（パフォーマンスベース）するものとする。なお、リスク情報の活用は、核燃料施設等では発電用原子炉施設に比べて手法の整備が進んでいないことを踏まえ、施設の種別ごとの状況を踏まえた活用方法をそれぞれ設定する。

保安活動の実績の反映は、事業者によるデータの取得状況等も踏まえつつ、保安活動を改善すべき方向に示唆を与えるものとなるよう、着目する分野に応じた指標・しきい値の設定等、具体的な内容を明確にする。

（3）監視・評価の実施に係るプロセス、基準の明確化

制度運用の透明性、予見性を確保するため、事業者との意見交換等の場の設定も含めたプロセスや基準、監視・評価の結果や根拠の記録方法等を明確にした運用ガイド等を策定する。その中で、事業者の保安活動の実態を把握すること、事業者が的確に改善点を抽出、改善して結果に結び付けているかを監視すること、個々の気付き事項の改善と安全確保水準の向上を視点として事業者の保安活動の状況を評価していくこと、事業者と規制機関が安全上の問題点を共通認識としていける体系とすること等について考慮する。

3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項

（1）規制判断に係るプロセス、基準の明確化

制度運用の透明性、予見性を確保するため、監視・評価の結果を踏まえた機動的かつ柔軟な行政上の措置の実施について、安全への影響度、故意性、反復性等を考慮するプロセスや基準等を明確化した運用ガイド等を策定する。その中で、事業者が自ら発見し是正している場合は規制による事後の監視の程度を低減するなど、主体的、継続的に安全性向上に取り組むことを促すものとする等について考慮する。

また、監視・評価の仕組みを運用した結果、規制機関から改善を促す助言、指導、勧告等を受けても保安活動の改善が見られない場合等への対応として、監視強化の程度に応じた増額等による効果も視野に入れた手数料の設定方法を具体化する。

4. 実効ある制度運用に関する事項

（1）制度の体系・運用の継続的改善

監視・評価の仕組みとその運用の評価、改善の仕組みについて、透明性確保を前提とした事業者との意見交換等の実施を含め、運用ガイド等として整備する。

また、これまでの検査制度における課題も含め、新しい制度の運用について分析し、規制機関の検査手法の実効性を高めるよう、必要に応じた見直しを継続的に行っていく。

（2）事業者から規制機関への情報の提示

是正活動プログラム（Corrective Action Program : CAP）、ピアレビュー等を含む事業者の活動の規制機関への提示のあり方について、事業者における文書体系

や情報公開の範囲、新しい制度の試運用を踏まえて、運用ガイド等として整備する。

(3) 現場での監視の実施方法

施設の運用実態を考慮しつつ適時の監視・評価を実施するため、運用計画等の把握方法、施設等への入構に必要な手続き、情報閲覧等の方法等について、新しい制度の試運用を踏まえて、運用ガイド等として整備する。

5. その他、原子力規制委員会／規制庁において準備を進めることが必要な事項

(1) 組織、体制の整備

監視・評価に係る規制機関の組織、体制について、人材確保を含めて整備を進める。

(2) 研修体系の整備

監視・評価を担う要員に対する研修内容、研修実施体制の整備を進める。

(3) リスク情報の活用に向けた体制整備

リスク情報の活用を円滑に進めるために、事業者、規制機関双方のコミュニケーションを図り、ツールの整備や運用方法の整備など、運用に向けた体制の整備を進める。

原子力規制検査の試運用の状況を 踏まえた対応について

1. 試運用フェーズ1～3の概要について

- (1) 試運用フェーズ1 (2018年10月1日～2019年3月31日)
 - a. 新検査制度に係る文書類の現場活用における問題点の抽出・改善
 - b. 新検査制度における検査活動に対する経験の蓄積
 - c. 各検査ガイドの所要時間やサンプル数の適正化
- (2) 試運用フェーズ2 (2019年4月1日～2019年9月30日)
 - a. 規制事務所における日常検査の計画的かつ継続的な試運用の実施
 - b. 検査気付き事項のスクリーニング、SDP評価の相場感醸成
 - c. 総合的な評価の実施 (大飯発電所)
 - d. 各種会議体 (四半期毎の会議、SERP) の模擬
 - e. グレーデットアプローチの検討 (核燃料施設等や施設状況の考慮)
- (3) 試運用フェーズ3 (2019年10月1日～2020年3月31日)
 - a. 検査に対する習熟及び理解の深化 (本格運用を想定したサンプル数)
 - b. 評価関係の拡充 (試運用現場における指摘事項の模擬SERP、模擬RC)
 - c. 令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する試運用

2. 試運用フェーズ3の定量実績（2020年3月末までの見込み）

【発電炉】

日常検査は、99%のサンプル数（設定サンプル数を超えて実施した事務所もある）をこなすことができた。

一部の運転サイト事務所において、サンプル数未達の検査があったが、天候や事業者の工事予定等の関係で年度内の実施ができなくなったなどのためである。

チーム検査は、100%のサンプル数をこなすことができた。

【核燃料施設等】

日常検査は、発電炉との検査ガイドの統合やチーム検査と日常検査の整理のための検証をしつつも、100%のサンプル数をこなすことができた。

チーム検査は、100%のサンプル数をこなすことができた。

※ 試運用の現場におけるチェック／確認は、担当部門管理官や検査監督総括課にて実施してきた。



次ページの試運用の課題と今後対応も含めて総評し、検査の精度を向上させつつ、4月から本格運用を実施していく。

3. 試運用における課題と今後の対応 (1/2)

(1) 新検査制度における検査活動に対する経験の蓄積

- a. フェーズ1では、リスクインフォームド／パフォーマンスベースの検査に対する理解不足が散見されたが、現時点では事業者及び多数の検査官が認識して検査活動を行っている。本格運用後も、更なる理解促進に向けた活動（勉強会や情報交換のための会議）を展開していく。
- b. 検査気付き事項の認識不足や検査活動の範囲（広さ、深さ）、インタビューでの注意点など、現場での認識に大きな差異があったが、それらを「共通事項に係る検査ガイド」にて定義し認識を共有している。a. 同様、本格運用後も認識共有に努める。

(2) 各検査ガイドの所要時間やサンプル数の適正化

試運用での経験を元に、検査の精度を維持できる範囲でのサンプル数を設定した。本格運用後は、検査の習熟度向上に伴い検査時間の短縮が見込まれることから、検査の深度やサンプル数の見直し等を年度毎行っていく。

(3) 事務所における日常検査の計画的/継続的な試運用の実施

事務所にて計画を立て、自律的に検査の運用がなされている。

フェーズ1, 2にて散見された検査運用ガイドの網羅による過度な検査時間もガイドに対する理解促進に伴い、ある程度効率化されてきている。

3. 試運用における課題と今後の対応 (2/2)

- (4) **検査気付き事項のスクリーニング、SDP評価の相場感醸成**
検査官同士や事業者との検査気付き事項のスクリーニングに対する考え方については、認識の共有はされつつも、未だ課題として継続的な対応が必要である。勉強会や情報共有の会議等にて議論し、更なる相場観の共有を図る。
- (5) **総合的な評価の実施（大飯発電所）**
総合的な評価を実施し、整理すべき内容等について検査の見直しに関するWGにて議論した上で、運用ガイドに纏めている。
- (6) **各種会議体（四半期毎の会議、SERP、RC）の模擬**
会議の開催プロセスは適切にできていると確認された。
- (7) **グレーデッドアプローチの検討（核燃料施設等や施設状況の考慮）**
施設の状態（供用中/長期停止中/建設中/廃止措置中）や内在するリスクの大きさ（核燃料施設等におけるグレーデッドアプローチ）に応じた検査視点の設定や検査対象選定の考え方について共通ガイドに整理し、本年度の検査計画に反映した。本格運用後は、検査の経験で得られた事業者の安全活動の注視すべきポイントを重点化し、検査量配分などを整理しつつ、以降の検査計画等に反映していく。
- (8) **令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する試運用**
17事業所において、一部現地検査官と連携して実施した。

4. 本格運用後の検討事項

(1) 制度の継続的な改善手法

本検査制度は、本格運用後も問題点等を抽出し、その問題点の大小に応じた対応を行っていくこととし、そのような対応に係る体系を検討・構築する。

(2) 関係者とのコミュニケーションのあり方

検査制度の概要や実際の検査結果について、関係者に対してどのように発信していくかを検討する。当該関係者の選定、発信する内容、発信する体制等、今後慎重に検討を進める。試運用期間中は、一部原子力施設立地自治体の要請により新検査制度の概要を説明している。（参考資料参照）

(3) 横断的領域の取扱い

種類別で累積される安全文化等横断的な要素の取扱いについて、その要否も含め、時間をかけて検討を進める。

(4) 他省庁との連携

現在、連携している現地の消防本部に加え、厚労省（労働安全、ボイラー／クレーンなど）や警察庁（テロ、サイト内での刑事犯罪に係る対応など）など、原子力安全に関連する可能性のある他省庁との連携も視野に検討を進める。

(5) 動作可能性に係る考え方の精査

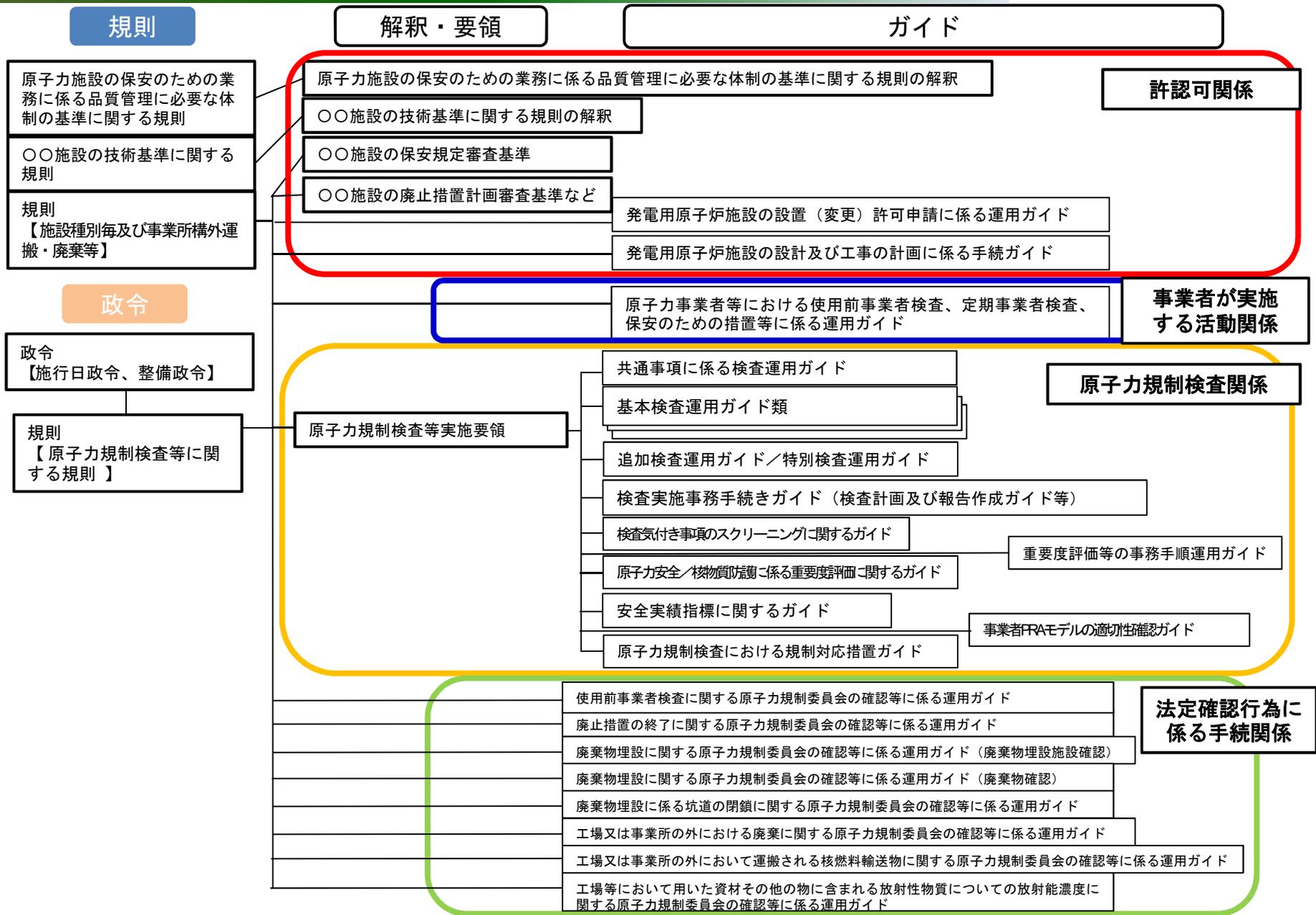
サーベイランスにおける実動作の判断として、ミニフローライン使用の是非等。

試運用期間中に、原子力施設立地自治体より要請があり、以下のとおり新検査制度の説明を行っている。

- 泊原子力発電所立地自治体（2/24：北海道、2/21：北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村）
 - ・規制庁にて新検査制度の概要を説明。（2/14）
 - ・泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定に係る打合せ会議にて新検査制度の概要を説明。（2/21）
- 柏崎刈羽原子力発電所立地自治体（新潟県、柏崎市、刈羽村）
 - ・地域の会にて新検査制度の概要を説明。（1/8）
- 大飯発電所立地自治体（福井県）
 - ・福井県庁職員と大飯事務所における試運用の視察（1/23）
- 伊方原子力発電所立地自治体（愛媛県、伊方市、八幡浜市、他）
 - ・環境安全管理委員会原子力安全専門部会にて新検査制度の概要を説明。（2/18）
 - ・環境安全管理委員会にて新検査制度の概要を説明。（3/24）
- 玄海原子力発電所立地自治体（佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、他）
 - ・原子力環境安全連絡協議会にて新検査制度の概要を説明。その際に、県の要請に応じた原子力規制庁による検査の実施とそれに県職員も同行できる仕組みの提案を受けている。（1/29）

新たな検査制度の実施に向けた法令類の体系概要図

参考3



検査実務に係る運用ガイドリスト

文書番号(仮)	管理番号	検査実務に係る運用ガイド 文書名	
検査1	GI0001	共通事項に係る検査運用ガイド	
検査2	GI0002	原子力規制検査における検査計画及び報告作成運用ガイド	
検査3	GI0009	重要度評価等の事務手順運用ガイド	
文書番号(仮)	管理番号	基本検査運用ガイド 文書名	参考にしたNRC IP
検査4	BM0010	使用前事業者検査に対する監督	-
検査5	BM0020	定期事業者検査に対する監督	-
検査6	BM1040	ヒートシンク性能	71111.07
検査7	BM1050	供用期間中検査に対する監督	71111.08
検査8	BM0060	保全の有効性評価	71111.12
検査9	BM0100	設計管理	-
検査10	BM0110	作業管理	-
検査11	BO0010	サーベイランス試験	71111.22
検査12	BO1020	設備の系統構成	71111.04
検査13	BO1030	原子炉起動停止	71111.20
検査14	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	71111.15
検査15	BO1050	取替炉心の安全性	-
検査16	BO0060	燃料体管理	-
検査17	BO1070	運転員能力	71111.11
検査18	BO2010	運転管理	88020
検査19	BO2020	臨界安全管理	88015
検査20	BO2030	実験	69005
検査21	BE0010	自然災害防護	71111.01
検査22	BE0020	火災防護	71111.05AQ
検査23	BE0021	火災防護(3年)	71111.05T
検査24	BE0030	内部溢水防護	71111.06
検査25	BE0040	緊急時対応組織の維持	71114.03
検査26	BE0050	緊急時対応の準備と保全	71114.05
検査27	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	71114.06
検査28	BE0070	重大事故等対応要員の訓練評価	71114.01
検査29	BE0080	重大事故等訓練のシナリオ評価	71114.08
検査30	BE0090	地震防護	-
検査31	BE0100	津波防護	-
検査32	BR0010	放射線被ばくの管理	71124.04
検査33	BR0020	放射線被ばく評価及び個人モニタリング	71124.01
検査34	BR0030	放射線被ばくALARA活動	71124.02
検査35	BR0040	空気中放射性物質の管理と低減	71124.03
検査36	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の管理	71124.06
検査37	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	71124.08
検査38	BR0080	放射線環境監視プログラム	71124.07
検査39	BR0090	放射線モニタリング設備	71124.05
検査40	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用	71152
検査41	BQ0040	安全実績指標の検証	71151
検査42	BQ0050	事象発生時の初動対応	71153
検査43	BZ2010	非該当使用者等	-
検査44	-	核物質防護に係る検査ガイド	-
文書番号(仮)	管理番号	原子力規制検査における追加検査運用ガイド 文書名	参考にしたNRC IP
検査45	GI0011	原子力規制検査における追加検査運用ガイド	95001,95002,95003
文書番号(仮)	管理番号	特別検査運用ガイド 文書名	参考にしたNRC IP
検査46	GI0005	特別検査運用ガイド	93800,93812
文書番号(仮)	管理番号	法定確認等に係る運用ガイド 文書名	
確認1	GL0001	使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド	
確認2	GL0002	工場又は事業所の外における廃棄に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド	
確認3	GL0003	工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド	
確認4	GL0004	廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド(廃棄物埋設施設確認)	
確認5	GL0005	工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度に関する原子力規制委員会の確認等に関する運用ガイド	
確認6	GL0006	廃棄物埋設に係る坑道の閉鎖に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド	
確認7	GL0007	廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド(廃棄物確認)	
確認8	GL0008	廃止措置の終了に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド	

監視領域の分類（原子力規制検査等実施要領抜粋）

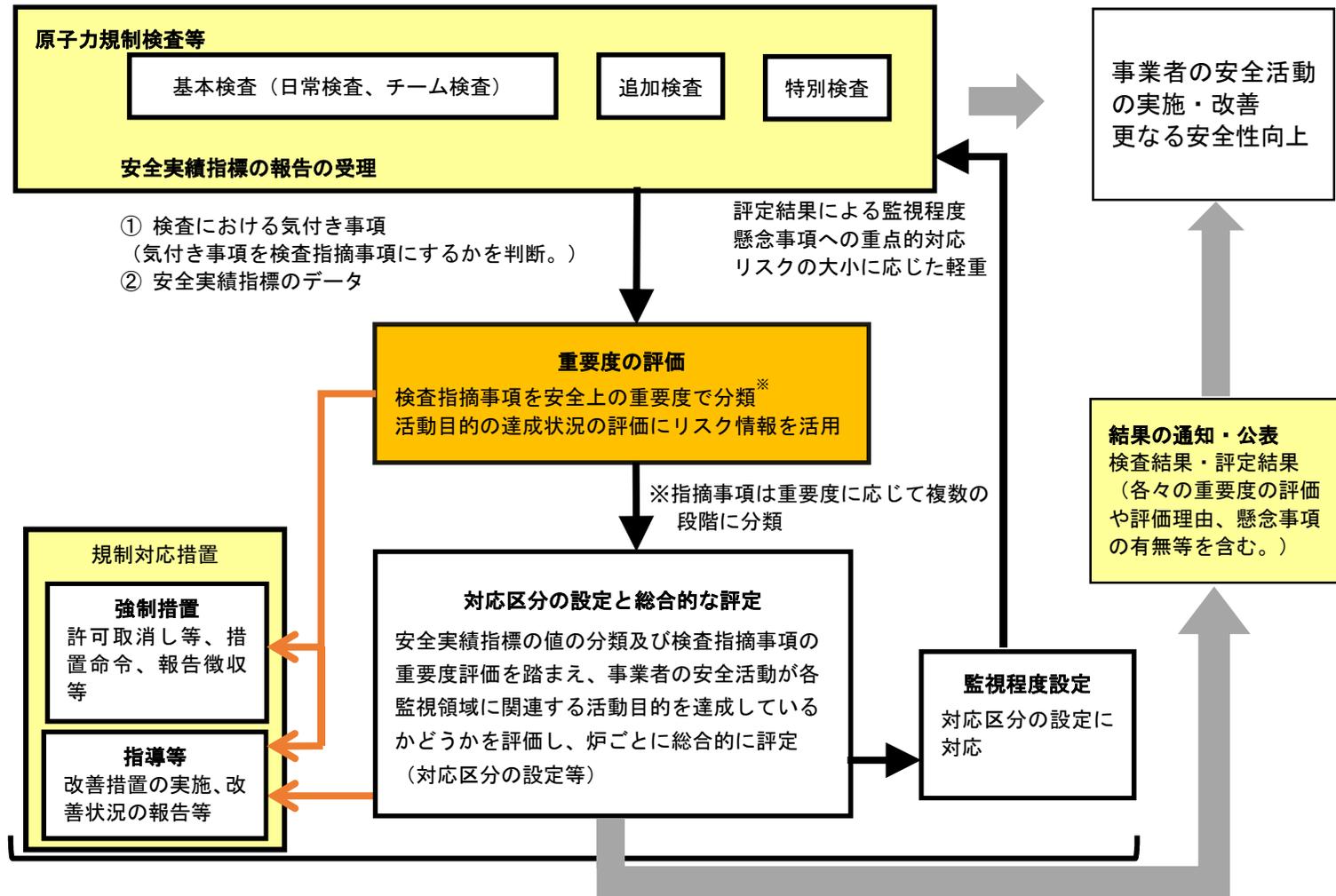
	原子力施設安全				放射線安全		核物質防護	
	臨界防止	閉じ込めの確保		非常時の対応		公衆に対する放射線安全	従業員に対する放射線安全	核物質防護
製錬事業者	発生防止	閉じ込めの維持		重大事故等対処・大規模損壊対処				
加工事業者	発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処・大規模損壊対処				
試験研究用等原子炉設置者	発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止又は非常時の対応				
外国原子力船運航者								
発電用原子炉設置者	発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処・大規模損壊対処				
使用済燃料貯蔵事業者	臨界防止	閉じ込めの確保		非常時の対応				
再処理事業者	発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処・大規模損壊対処				
廃棄事業者	臨界防止	閉じ込めの確保		非常時の対応				
使用者	臨界防止	閉じ込めの確保		非常時の対応				
核原料物質を使用する者		閉じ込めの確保		非常時の対応				

安全実績指標（原子力規制検査等実施要領抜粋）

監視領域	安全実績指標	時期	規則*		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期（1年） 		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数			
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数			
	影響緩和	④ 安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 12 四半期（3年） 		
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 ・ 補助給水系 ・ 低圧注入系 ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 </td> </tr> </table>		BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR）） ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系（格納容器スプレイ系） ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 			
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 ・ 補助給水系 ・ 低圧注入系 ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 			
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期（1年） 		
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）			
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度（基準値に対する割合）			
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練サイクルごと ・ 評価期間は過去 1 年以内 			
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）				
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期（1年） 			
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度ごと 		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数			
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数			
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期（1年） 		

規則：原子力規制検査等に関する規則

原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）（原子力規制検査等実施要領抜粋）



米国NRC職員の招へい実績

ダグラス・シンプキンス氏 Mr. Douglas Simpkins
Seior Training Officer, Technical Training Center, US NRC

回数	内容
1回目 (2017年10月～11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国における検査制度(ROP)の教授と、パフォーマンスベースト/リスクインフォームドのコンセプトや日本の従来の検査制度の違いについて意見交換。 ・NRCにおける人材育成の手法の教授と、検査官が備えるべき力量と今後の検査官育成について意見交換。 ・高浜、島根、もんじゅ、ふげん、JAEA施設、ひたちなか人材育成センター施設等視察(検査官との意見交換、日常業務視察等)。
2回目 (2018年2月～4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根3号機視察(島根ウオークダウン研修の事前準備)。 ・GNFJにて事務所検査官とウオークダウン及び意見交換。 ・米国IPと検査運用ガイドの違いについて意見交換。 ・NRCの検査における教訓等(デービスベッセなど)の教授。 ・島根ウオークダウン研修の実施。
3回目 (2018年8月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所視察。 ・NRCの検査における良好事例及びオペラビリティについての教授と意見交換 ・1F視察及び事務所検査官との意見交換 ・島根ウオークダウン研修の実施(2回。内1回はNRA講師のオブザベーション)。 ・米国IPと検査運用ガイドの違いについて意見交換。
4回目 (2019年3月～4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催(計6回:気付き事項の検査官と事業者の認識の差異、検査計画の立て方、OJTの手法、パフォーマンス検査のポイント、事業者のパフォーマンスの見方など) ・玄海(系統構成及び火災の試運用の視察など)、柏崎刈羽視察及び美浜(事業者も含めた意見交換など)の視察。
5回目 (2019年9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催(計2回:NRCの良好事例、日本の新検査制度と米国ROPの違い、試運用で抽出された疑問点など) ・高浜、大飯(起動停止試運用の視察)視察
6回目 (2020年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの開催(計2回:試運用期間の国内事象における検査活動等) ・伊方、東海大洗の視察(試運用状況の視察、事務所検査官との意見交換など)。

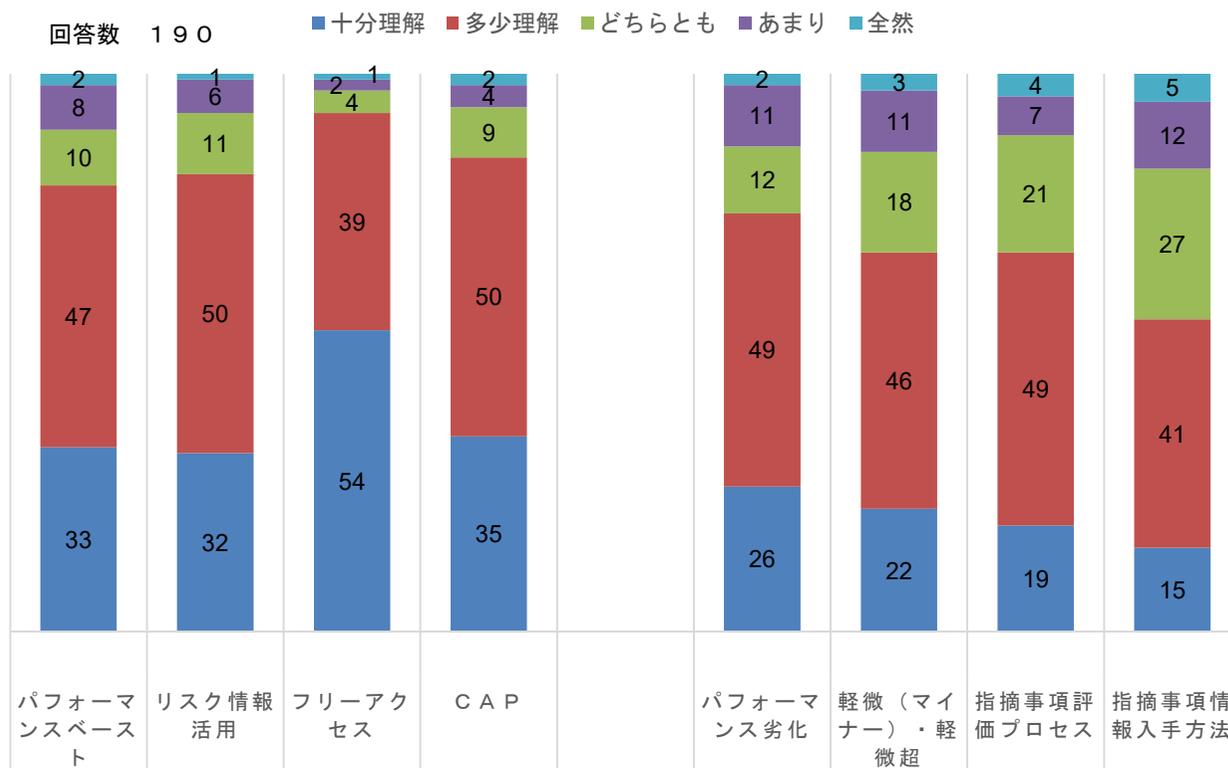
ラッセル・ギブス氏 Mr. Russell Gibbs
Senior Engineer, Division of Inspection and Regional Support, US NRC

	日付
1回目 (2017年10月～11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・米国における検査制度(ROP)の教授と、パフォーマンスベースト/リスクインフォームドのコンセプトや日本の従来の検査制度の違いについて意見交換。 ・NRCにおける人材育成の手法の教授と、検査官が備えるべき力量と今後の検査官育成について意見交換。 ・高浜、島根の視察(検査官との意見交換、日常業務視察等)。
2回目 (2018年5月～6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(ROPによる検査課題の解決、RIDM、横断的領域の取扱いなど) ・事務所長との意見交換(上級駐在検査官の検査計画の管理、マネジメント、若手検査官のOJTなど)
3回目 (2018年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(HQ/リージョンオフィスと間のコミュニケーション、現場検査官のスクリーニング、日常的な現場巡視等) ・事務所長との意見交換(試運用で抽出された疑問点・問題点について) ・ワークショップの開催(計5回:セコイヤ発電所でのROP試運用、スクリーニングのポイント、事業者とのコミュニケーション、パフォーマンスベーストについて(事業者も出席)など)
4回目 (2019年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所長との意見交換(事務所においてマネジメントとして達成出来た点、問題点について) ・ワークショップの開催(計2回:米国における“白”以上事例の紹介、米国ROP制度の改善状況など)

原子力検査官の理解度調査結果

試運用期間中（令和元年12月）に、原子力規制検査に対する理解度を調査するために、検査官190名にアンケートを行った。

検査官理解度（自己評価）



原子力規制検査の特徴

重要度評価における重要事項

フリーアクセス、リスク情報活用など原子力規制検査の特徴については多くの検査官で理解が進んでいるが、重要度評価を実施する際に必要となる判断基準やそのプロセスについては、理解が進んでいない職員が多い。

検査制度の見直しに関する検討の進め方（案）

平成28年5月11日

原子力規制委員会

1. 趣旨

本年4月に公表されたIAEAによる総合規制評価サービス（IRRS）の報告書において、我が国が事故の教訓を迅速かつ実効的に規制に反映させたことなどを高く評価しつつ、こうした規制強化の取り組みを継続し、今後更に改善が可能な分野として、事業者による安全確保の取り組みをより強化するための監視・検査制度の整備などに取り組むよう指摘がなされた。

原子力規制委員会としては、指摘を踏まえ、より機動性と実効性の高い規制を実現するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検査制度の見直しに関する検討チーム」を設け、制度見直しの方向性や内容について検討を進めることとする。

2. 検討の進め方

検討チーム会合において、公開の場での議論により、IRRS報告書による指摘への対応も含め、検査制度の改善の方向性について検討する。その際、原子力事業者等から保安活動の現状等を聴取する。

3月25日付で通知された原子力規制委員会からの指示のとおり、IRRSにおいて指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況について、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会が評価や助言を行うこととされているため、本検討チームにおける検討状況を適時両審査会に報告する。

3. 検討チームの構成

別紙のとおり。

4. 今後の予定

平成28年5月中を目途に検討を開始

（半年程度を目途に法令改正の方向性及びその内容を取りまとめ）

別紙

検査制度の見直しに関する検討チーム

原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会委員

外部専門家（五十音順）

勝田 忠広 明治大学法学部 准教授

関村 直人 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授

高橋 滋 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授

米岡 優子 ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リミテッド
テクニカルオペレーションマネジャー

原子力規制庁職員

安井 正也 技術総括審議官

山田 知穂 制度改正審議室長

金子 修一 制度改正審議室統括調整官

門野 利之 制度改正審議室企画調整官

平野 雅司 制度改正審議室企画調整官

吉野 昌治 制度改正審議室企画調整官

伊藤 信哉 制度改正審議室制度改正審議専門職

古作 泰雄 制度改正審議室制度改正審議専門職

高須 洋司 制度改正審議室制度改正審議専門職

村尾 周仁 制度改正審議室制度改正審議専門職

村上 恒夫 制度改正審議室制度改正審議専門職

※必要に応じて、適宜メンバーを追加する。

検査制度の見直しに関する検討チーム 議事一覧

回数	日付	議事
第 1 回	平成 28 年 5 月 30 日	(1) 検討チームにおける検討の進め方について (2) 原子力規制における検査制度の見直しの方向性について
第 2 回	平成 28 年 6 月 20 日	(1) 原子力規制における検査制度の見直しにかかる事業者意見等の聴取
第 3 回	平成 28 年 7 月 5 日	(1) これまでの議論を踏まえての論点整理 (2) 追加的な事業者意見等の聴取
第 4 回	平成 28 年 8 月 4 日	(1) 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(素案)について
第 5 回	平成 28 年 8 月 25 日	(1) 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)について
第 6 回	平成 28 年 10 月 21 日	(1) 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ(案)について (2) 検査制度の見直しに関する詳細検討の方向性について
第 7 回	平成 28 年 11 月 18 日	(1) 検査制度の見直しに関する中間取りまとめについて (2) 被規制者に検査の実施主体が変更されるものの検査内容等について (3) 監視・評価の実施プロセスについて (4) 監視の視点及び対象範囲について
第 8 回	平成 28 年 12 月 27 日	(1) WG で抽出された課題と今後の対応 (2) 検査制度の見直しに関するワーキンググループを踏まえた事業者意見 (3) 廃止措置計画の認可より早い段階における廃止措置への考慮の要求について
第 9 回	平成 29 年 10 月 2 日	(1) 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」の成立について (2) 発電炉試運用スケジュール概要
第 10 回	平成 30 年 1 月 29 日	(1) 新たな検査制度の運用に向けた検討事項と論点の整理 (2) 新たな検査制度に関する規則等の文書体系 (3) 発電炉に係る試運用スケジュールの概要
第 11 回	平成 30 年 5 月 21 日	(1) 新たな検査制度の運用に向けた検討事項と論点の整理
第 12 回	平成 30 年 9 月 11 日	(1) 原子力規制検査の試運用について (2) 原子力規制検査に向けた事業者の取組について
第 13 回	平成 31 年 1 月 28 日	(1) 検査制度見直しに関する検討チームでの今後の検討事項 (2) 原子力規制検査において活用する「安全実績指標 (PI : Performance Indicator) に関するガイド」について (3) 原子力規制検査における個別事項の重要度の評価について (4) PRA モデルのレビュー方針について (5) 原子力規制検査の試運用の実施状況と今後の対応について
第 14 回	令和元年 5 月 27 日	(1) 安全重要度評価における定性的評価の考え方について (2) 規制対応措置の考え方について (3) 各種ガイド等の見直しの検討状況について (4) 原子力規制検査等に係る手数料設定の検討状況について (5) 保安措置要求事項・保安規定記載要求事項の検討状況について (6) 新たな検査制度に対応した事業者の取組状況について

第15回	令和元年 7月1日	(1) 意思決定プロセスの考え方について (2) 安全重要度評価における定性的評価の手法について (3) 記録・文書類の作成について (4) 試運用フェーズ2の実施状況について (5) 原子力規制検査等に係る手数料設定の検討状況について
第16回	令和元年 7月29日	(1) 新たな検査制度における継続的改善への取組の方向性について (2) 被規制者及び公衆との情報共有等のあり方について (3) 原子力規制庁が事業者のPRAモデルを活用するための適切性を確認する手法について (4) 学協会における規格等の策定の取組と新検査制度について
第17回	令和元年 8月20日	(1) 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）について (2) 新たな検査制度の整備状況について
第18回	令和元年 11月26日 (火)	(1) 検査結果等に関する被規制者以外の関係者とのコミュニケーションのあり方について (2) 新たな検査制度における核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いについて (3) 新たな検査制度の継続的改善に係る自己評価指標の設定について (4) 新たな検査制度における検査結果の総合的な評価について
第19回	令和2年 3月10日	(1) 原子力規制検査の試運用の状況を踏まえた対応について (2) 原子力規制検査等運用ガイド一式について (3) 伊方3号機のPRAモデルの適切性の確認結果について (4) 一般社団法人日本原子力学会原子力安全部会ワーキングの紹介について